

野田村定住促進事業費補助金（住宅建築費及び購入費補助金）

1 交付対象者（平成 25 年 4 月 1 日以降に定住した方）

- (1) 村外からの定住者 ⇒ 5 年以上野田村に定住することを目的に住宅を新築又は購入した方
- (2) Uターン者 ⇒ 村外に 5 年以上継続して住所を有した後に転入した方

※注意：対象者に該当していても、下記の場合は交付対象となりません。

- ① 賃貸又は売却を目的とした住宅である場合
- ② 申請者及びその世帯員に義務的納金の滞納がある場合
- ③ 過去にこの補助金の交付を受けたことがある者
- ④ 村内に自己所有の住宅を有している者が建て替える場合、又は新たに新築する場合
- ⑤ 個人以外の法人等が取得した住宅や持ち分が 2 分の 1 未満の住宅

2 補助金額

補助対象要件		補助金の額
基本額	住宅を新築又は購入した場合	新築又は購入費用の10分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。（算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）
加算額	主たる生計維持者又はその配偶者が18歳以上45歳未満である場合	20万円
	世帯員に義務教育終了前の子を有する場合	1人につき10万円。ただし、30万円を限度とする。
	主たる生計維持者がIターン者又はJターン者である場合	20万円
	村内施工業者に依頼し、住宅を新築した場合	30万円

注：補助対象額には、消費税及び地方消費税額は含みません

3 申請方法

居住した日以降に、別紙申請書に必要事項を記入し、下記書類と一緒に提出してください。

- ①住民票謄本（共通）
- ②新築又は購入の費用を証明する契約書の写し（共通）
- ③登記簿謄本又は引渡通知書（共通）
- ④建築確認申請書の写し（建築の場合）
- ⑤工事写真及び完成写真（建築の場合）
- ⑥住宅の写真（購入の場合）
- ⑦住宅の位置図（共通）
- ⑧申請者及び世帯員全員の納税証明書（共通）

⑨その他村長が必要と認める書類

4 補助金交付までの流れ

申請書＋必要書類提出＋請求書＋通帳の写し提出⇒ 審査・交付決定通知 ⇒ 補助金交付
(申請者) (村) (村)

5 交付決定の取り消し

- (1) 補助金を受けた後、5年以内に村外へ転出したとき。
- (2) 虚偽の申請や不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた時。
- (3) 村長が特に必要と認めたとき。

※交付決定を取り消した場合に、既に補助金が交付されているときは、返還してもらいますのでご注意ください。